

## 大腸がん施設検診 検診票の紛失について

本市が一般社団法人相模原市医師会（以下「市医師会」という。）への委託により実施している大腸がん施設検診において、検診を実施した協力医療機関が市医師会へ提出する検診票の一部が紛失していることが判明しました。

本件につきまして、関係者の皆様にご迷惑をお掛けし、深くお詫び申し上げます。

### 1 紛失した書類等

大腸がん検診票 3枚（3名分）

（受診者の氏名、住所、生年月日、電話番号、既往歴及び検診結果等が記載されたもの）

### 2 経緯

6月14日（火） 配送業者を通じて当該協力医療機関から市医師会に当該検診票を梱包した小包が外装を破損した状態で配送される

市医師会が配送業者に対し、内容物が他に無いか確認するよう依頼

配送業者から当該協力医療機関に対し、配送業者の集配所において当該小包の梱包が破ける事故が発生した旨の報告がなされたため、送付物の内容確認のため、当該協力医療機関が市医師会から小包を回収

（以降、配送業者から数回にわたり、集配所にて内容物の一部を発見した旨の連絡が当該協力医療機関にあり）

6月20日（月） 大腸がん検診票3件を紛失していることが判明  
市医師会から市に紛失の報告

（現時点まで紛失した検診票の発見には至っていない）

### 3 原因

現在調査中です。

### 4 今後の対応

協力医療機関及び市から検診票を紛失した検診受診者3名に対し、検診票の紛失について報告し、お詫びします。

当該協力医療機関、市医師会及び配送業者の集配所での調査を継続します。なお、当該協力医療機関は検診票の控えを保有しており、検診結果については既に受診者に通知しています。

また、今回の事案を踏まえ、市においても、書類の取扱い方法等について検証するとともに、関係機関への指導を徹底し、再発防止に努めてまいります。